

## 【事例－18】

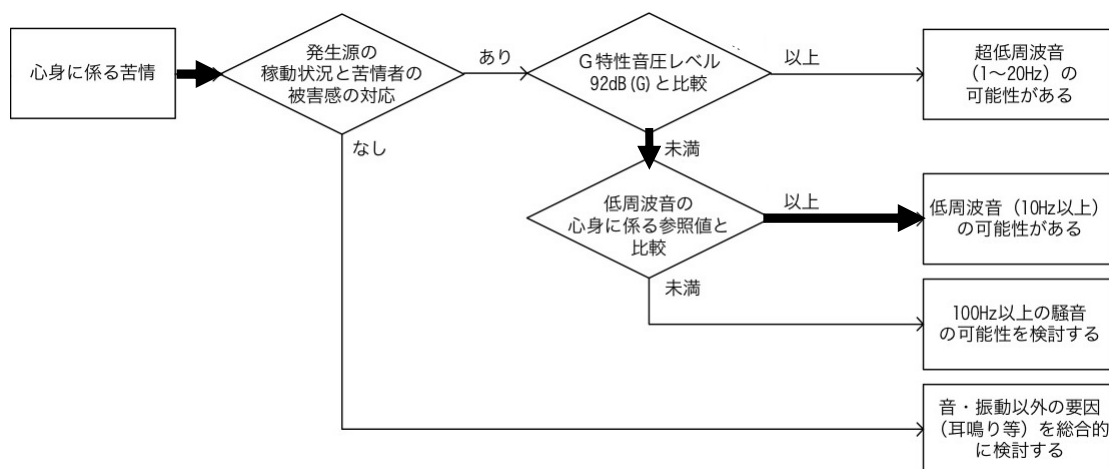
発生源 : 空調室外機
苦情内容 : 低周波音が聞こえる
対策方法 : 室外機の移設

### < 苦情対応の概要 >

隣接した店舗の空調室外機から低周波音が聞こえるという訴えがあり、調査を行ったところ、苦情者宅室内の測定結果は 80Hz において参照値を超えていた。発生源側へは室外機の移設等の検討を申入れ、苦情者へは発生源者との話し合いを勧めた。発生源側が室外機を移設した後苦情がないため、本件は終了とした。

### < 苦情対応の流れ >

#### 低周波音問題の評価手順(心身に係る苦情)



\* 発生源側の稼働状況と苦情者の反応の対応関係を確認しなかった。

## <苦情対応>

### 申し立て内容 の把握

隣接した店舗の空調室外機から低周波音が屋内で聞こえるという訴えが寄せられた。

- ・ 苦情者宅で苦情を申し立てている人数は1人で、苦情者宅以外に周辺で苦情を申し立てる家はない。
- ・ 苦情者宅は2階建ての一戸建てである。
- ・ 昼間、連続的な音が聞こえ、不快感があるとのことである。
- ・ 苦情者は隣接した店舗に設置されている空調室外機が発生源と推定している。

### 現場の確認

苦情者宅に出向き、再度聞き取りを行うとともに、発生源との位置関係・周辺の状況、苦情者宅の状況を確認した。また、調査員自ら苦情者が申し立てる被害感を感じるかを確認した。

#### ○苦情者宅周辺状況の確認

- ・ 苦情者宅から水路を挟んだ向かい側に大型店舗があり、苦情者側に小型の空調室外機5台、大型空調室外機2台が設置されている。(図3-18-1参照)

#### ○発生源の確認と苦情者への再聞き取り結果

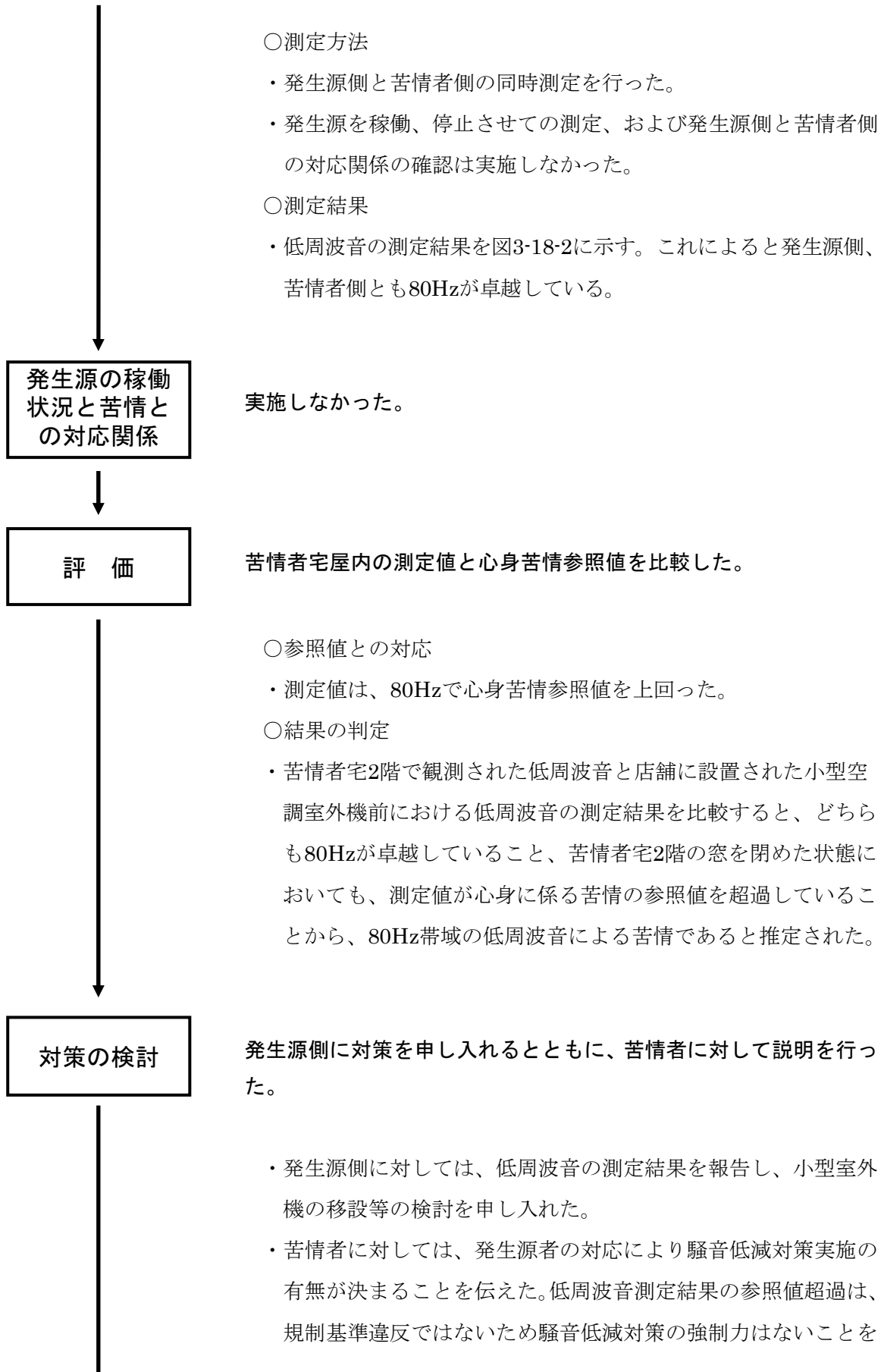
- ・ 発生源と推定される空調室外機の稼働時間帯は10:30～19:30で、連続運転されている。苦情申し立ての時間帯は昼間の稼働期間中ということで、施設の稼働時間帯と対応がとれている。
- ・ 苦情について近隣で話し合いをしたことがある。また、過去に周辺地域で苦情が発生したことがあり、行政指導が行われたことがある。当該施設については、過去に行政対応はない。

#### ○調査員の所感

- ・ 音は聞こえるが、不快感はない。
- ・ 苦情者の申し立て内容と調査員の把握した内容の対応がとれている。

### 測定

発生源近傍と苦情者宅内で低周波音と騒音の測定を行った。



伝え、話し合いを進めた。その上で、発生源側が改善対策を実施する意思がない場合は、県公害審査会に申し立てる手段もあることを伝えた。

- ・発生源側が室外機を移設したことにより、苦情がなくなった。

対策の効果の  
確認

実施しなかった。

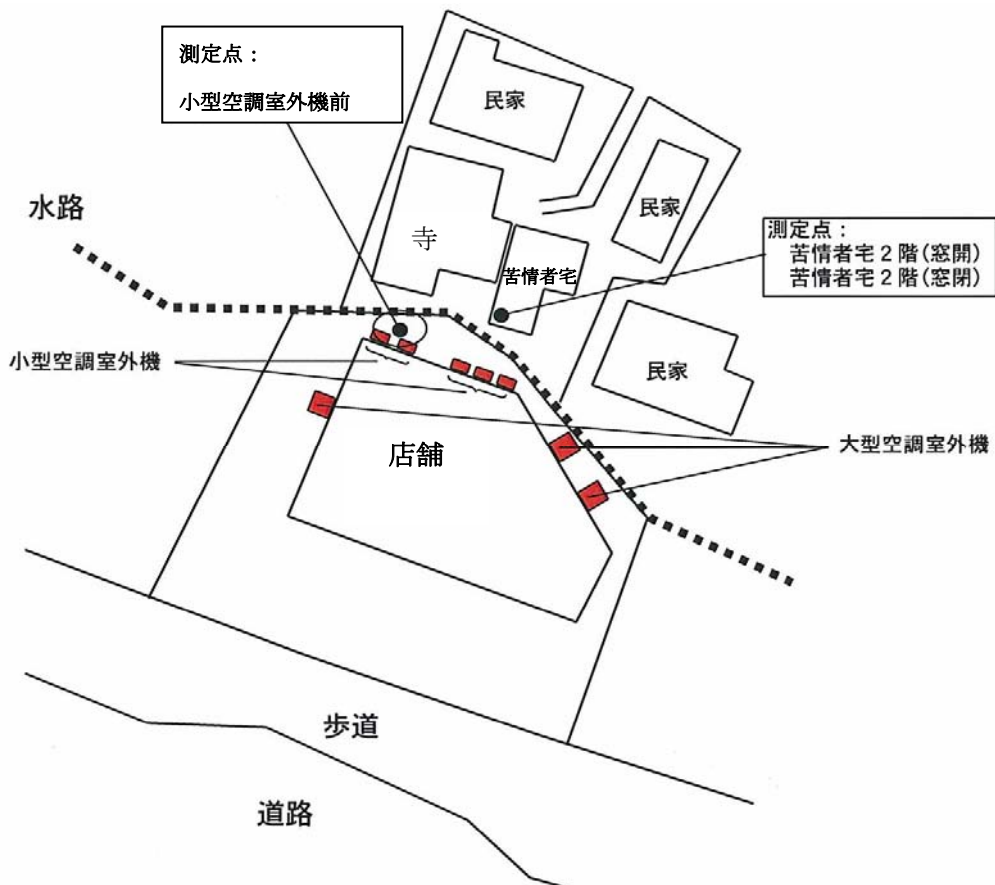


図 3-18-1 発生源側と苦情者宅の意図関係および測定点

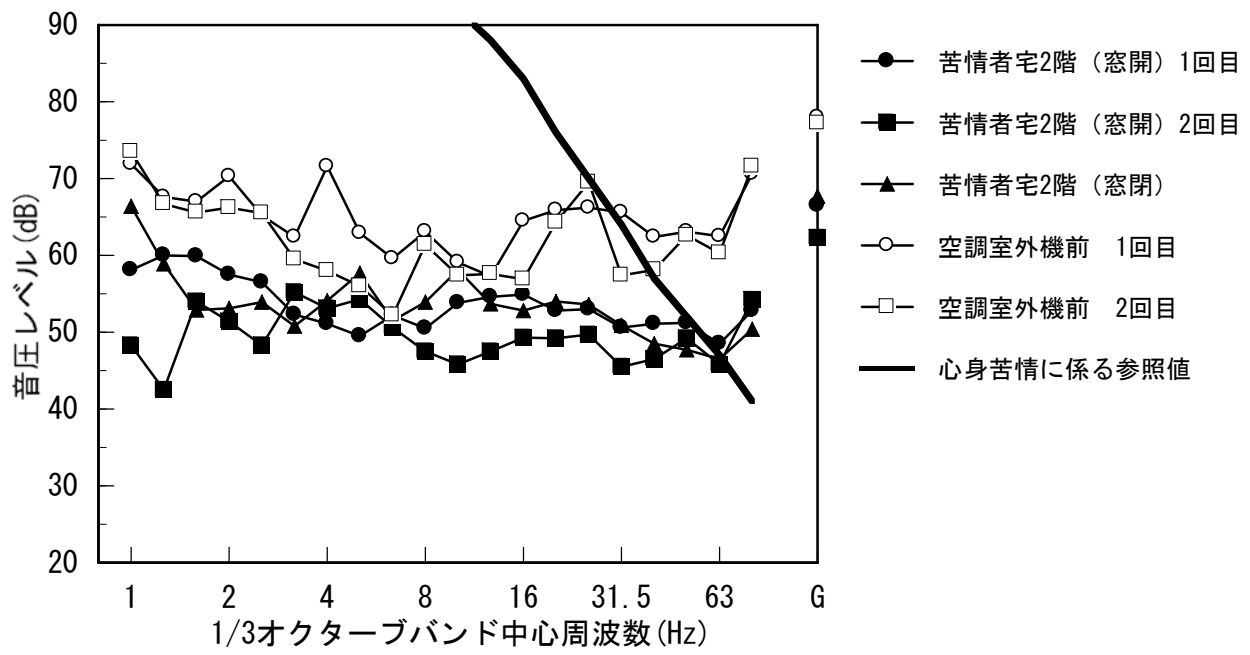


図 3-18-2 低周波音の周波数特性